

## (企業会計)：国際的な会計基準の統一に向けた日本の当面の対応について

退職給付に関する会計基準が2012年5月に改正され、2013年度より適用が開始されたこと等により、日本の基準とIFRSとのコンバージェンスに向けた検討は一段落している。しかし、両者の間には依然として隔りがある。この収斂に向けた新たな方針では、IFRS任意適用の増加が促されており、その動向は日本の会計基準の行方を占う上でも注目される。

企業活動や金融資本市場のグローバル化が進展するなか、企業間の国際的な比較可能性を高め、投資家による評価や企業による資金調達の難易度を引き下げることが目的として、会計基準の国際的な統一に向けた検討が国際会計基準審議会を中心に進められている。こうした動きを背景として、国際会計基準(IFRS)を自国の会計基準として適用したり、自国の会計基準をIFRSに近づける動きが世界各国に広がっている。

わが国においても、グローバルな流れに沿って日本の会計基準とIFRSの主要な隔りを解消するコンバージェンスが図られてきた。退職給付に関する会計基準が2012年5月に改正され、2013年度より適用が開始されたのも、こうした流れに沿ったものと位置づけられる。しかし、一連のコンバージェンスによっても、隔りは完全には解消されておらず、単一で高品質な会計基準の策定というグローバルな目標に向けて、日本として如何に対応していくかが、課題となっている。

この課題への対応に関しては、昨年6月に企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)の適用のあり方に関する当面の方針」に、一定の方向性が示されている。多くの国・地域で導入されているエンドースメント(自国基準にIFRSを取込むに当たっての基準の削除・修正)の仕組みを設け、「我が国に適したIFRS」を具体的に検討することもその一つだが、まずはIFRSを適用して連結財務諸表を提出するIFRS任意適用企業数の増加を促進するとの方針だ。

IFRS任意適用企業数の増加は、国としてのIFRS財団モニタリング・ボード(IFRS財団の監視機能)のメンバー要件である「IFRSの使用(強制または任意の適用を通じたIFRSの顕著な使用)」を意識したものであり、IFRSの基準作成における日本の発言権を確保し、IFRSを日本の会計基準や様々な慣行に適合するように修正することによって収斂を図る狙いが込められている。

では、IFRS任意適用企業数の増加促進策としてどのようなものが考えられるだろうか。「IFRSの適用のあり方に関する当面の方針」には、具体策として適用要件の緩和が挙げられている。IFRS任意適用の母集団の広がりを目指したものであり、昨年10月には、この方針に沿って実際に適用要件の緩和が施行されている。

具体的には、従来、企業がIFRSを適用する際に求められていた以下の4つの要件のうち、a)及びd)が撤廃され、c)及びb)のみ、つまりIFRSによる連結財務諸表の適正性確保

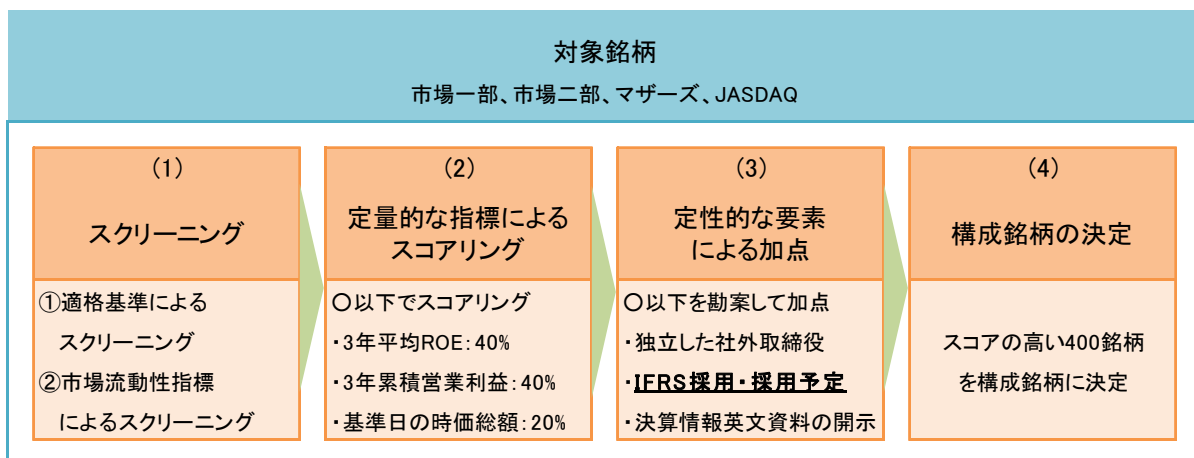
への取組・体制整備を行っていることのみ要件が緩和されている。

- a) 上場会社であること
- b) 有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに関する記載を行っていること
- c) IFRSに関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を作成することができる体制を整えていること
- d) 国際的な財務活動・事業活動を行っていること（外国に資本金が20億円以上の連結子会社を有していることなど）

IFRS任意適用の増加については、別の支援材料も期待されている。JPX日経インデックス400の算出開始である。GPIFがベンチマークの一つとして採用することが公表されたことでも注目されるJPX日経インデックス400は、ROEや営業利益等の定量的な情報だけでなく、図表1にあるように定性的な要素も加味されて、構成銘柄が決定される株価指数である。高ROE企業で構成される株価指数とのイメージが強いが、構成銘柄の決定に際しては、社外取締役のようなガバナンス要素の他、IFRS適用企業を優遇する定性的な判断プロセスも設けられている。つまりJPX日経インデックス400の普及が、IFRS任意適用を後押しするのではないかとの期待である。

会計基準が適切な内容で国際的に統一されることは、世界経済の効率化・活性化を図る上で有効であると同時に、日本の市場や企業の競争力を確保する観点からも有益と考えられる。ただ望ましくは、日本の企業活動・資金調達に不利とならないような形での統一であろう。足元で38社に留まっているIFRS任意適用企業数（予定を含む）が、任意適用要件の緩和やJPX日経400の普及によって、どの程度まで増加するかは未知であるが、将来的な日本の会計基準の行方を左右し兼ねないという観点からは、エンドースメントの議論の行方とともに、IFRS任意適用企業数の動向にも注視が必要と言えそうだ。

図表1 JPX日経インデックス400の構成銘柄決定の概要



(梅内 俊樹)